

埼玉県産業立地促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、企業の立地を促進することにより、地域経済の活性化を図るとともに雇用の確保に寄与するため、新たに企業の立地を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工場等

製造業又は自然科学研究所（業種の定義は総務大臣が告示で定める日本標準産業分類による。）の用に供する施設をいう。

(2) 流通加工施設

流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。）であって、流通加工業務を行い、高速自動車国道のインターチェンジ（都市計画段階のものを含む。）、鉄道の貨物駅、流通業務団地又は工業団地の周辺5キロメートルの区域内に立地し、物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム又は流通加工の用に供する設備のいずれかを有する施設をいう。

(3) 本社

企業活動を統括し経営方針・事務管理の中核としての意思決定を行う施設で、対外的に明示している施設をいう。

(4) アグリテック・フードテック施設

耕種農業、畜産農業、海面養殖業又は内水面養殖業（業種の定義は総務大臣が告示で定める日本標準産業分類による。）の用に供する施設のうち、ロボット技術や情報通信技術を活用し、植物肉工場等を含む農畜水産物の生育工程の全部を建屋内で実施するものをいう。

(5) 観光施設

次のいずれかとする。

ア 遊園地（テーマパークを除く）又はテーマパーク（業種の定義は総務大臣が告示で定める日本標準産業分類による。）の用に供する施設（以下「遊園地・テーマパーク」という。）

イ 歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構若しくは機械器具又は最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴う施設であるとともに見学者用の駐車場確保など、受入体制が整備されている施設（以下「産業観光施設」という。）

ウ 旅館・ホテル、リゾートクラブ（業種の定義は総務大臣が告示で定める日本標準産業分類による。）に該当し、アの周辺1キロメートルに立地する施設であり、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設を除くもの（以下「宿泊施設」という。）

(6) 補助対象施設

第1号から前号までに掲げる施設をいう。

(7) 中小企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業で、様式第1号の土地売買・賃貸借契約届出書又は様式第1号の2の本社建物竣工（取得）届出書提出時の従業員数が100人以下の企業をいう。

(補助)

第3条 県は、県内に新たに土地を取得又は賃借（以下「取得等」という。）し、補助対象施設（本社を除く。）を建築又は取得（以下「建築等」という。）して、その場所で新たに操業を開始する者（県内において既に操業している者を含む。）及び県内に新たに建物を建築等して、その場所に本社を新たに設置（創業）又は県外から移転し操業を開始する者（以下「本社移転企業」という。）に対して、その企業が立地の際に負担する土地又は建物に係る不動産取得税（納期限内に全額を納付した場合に限る。）に相当する額を限度とする補助金を予算の範囲内において交付する。

2 補助金の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号及び第3号又は第2号及び第3号を併せて建築等する場合の上限額はそれぞれに定める額の合計額とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる以外の補助対象施設 1億円

(2) 別表に定める分野に該当すると認められる工場等、本社又はアグリテック・フードテック施設 2億円

(3) 産業観光施設 2千万円

3 前項第2号に掲げる施設に係る補助金の交付の申請をしようとする内容については、別に定める埼玉県産業立地促進補助金取扱要領（以下「要領」という。）に基づき、事前に審査を行うものとする。

(補助の要件)

第4条 工場等を立地する企業に対する補助は、次の各号に掲げる事項を満たすことを要件とする。

(1) 県内において敷地面積1,000㎡以上の土地の取得等をし、かつ、建築面積500㎡以上の工場等を建築等すること。ただし、県内の既存の工場等を閉鎖し、これに代わる工場等を県内に移転する場合は、従前の工場等と比較し、敷地面積1,000㎡以上、かつ建築面積500㎡以上拡張すること。

- (2) 新たに売買契約又は賃貸借契約（以下「売買契約等」という。）を締結し、土地の取得等を行うものであること。ただし、売買契約等の締結前に予約契約等によりその土地へ立地することが明らかになっているものについては、当該立地が明らかになった日をもって売買契約等を締結したものとみなす。
- (3) 売買契約等を締結した日から3年以内に操業を開始すること。
- (4) 当該土地及び建物に係る不動産取得税を納期限内に全額納付すること。
- (5) 当該工場等で就業することを目的として、新たに雇用された者（県内に住所を有する者であって、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であるものに限る。以下同じ。）が5人以上ただし、中小企業の場合は1人以上であること。
- (6) 新たに建築等した建物が建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していないこと。
- (7) 様式第3号の交付申請兼実績報告書（以下、「交付申請兼実績報告書」という。）提出時まで、「埼玉県SDGsパートナー」に登録していること。ただし、中小企業の場合は「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」への入会に代えることができる。
- (8) 交付申請兼実績報告書提出時まで、国土交通省による「ホワイト物流」推進運動に参加していること。ただし、貨物自動車の搬出入がない場合はこの限りでない。

2 流通加工施設を立地する企業に対する補助は次の各号に掲げる事項を満たすことを要件とする。

- (1) 県内において敷地面積1,000㎡以上の土地の取得等をし、かつ、建築面積500㎡以上の流通加工施設を建築等すること。ただし、県内の既存の流通加工施設を閉鎖し、これに代わる流通加工施設を県内に移転する場合は、従前の流通加工施設と比較し、敷地面積1,000㎡以上、かつ建築面積500㎡以上拡張すること。
- (2) 新たに売買契約等を締結し、土地の取得等を行うものであること。ただし、売買契約等の締結前に予約契約等によりその土地へ立地することが明らかになっているものについては、当該立地が明らかになった日をもって売買契約等を締結したものとみなす。
- (3) 売買契約等を締結した日から3年以内に操業を開始すること。
- (4) 当該土地及び建物に係る不動産取得税を納期限内に全額納付すること。
- (5) 当該流通加工施設で就業することを目的として、新たに雇用された者が10人以上、かつ、そのうち5人以上が正規雇用（常時雇用される労働者で短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第3項に規定する短時間・有期雇用労働者でない者）であること。
- (6) 新たに建築等した建物が建築基準法に違反していないこと。
- (7) 交付申請兼実績報告書提出時まで、「埼玉県SDGsパートナー」に登録していること。ただし、中小企業の場合は「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」への入会に代えることができる。

(8) 交付申請兼実績報告書出時まで、国土交通省による「ホワイト物流」推進運動に参加していること。ただし、貨物自動車の搬出入がない場合はこの限りでない。

3 本社移転企業に対する補助は、次の各号に掲げる事項を満たすことを要件とする。

(1) 県内において新たに建築面積500㎡以上の建物を建築等して、その場所に本社を新たに設置（創業）又は県外から移転すること。

(2) 当該建物の建築に当たり新たに土地の取得等を伴う場合にあっては、売買契約等を締結した日から3年以内にその場所に本社を新たに設置（創業）又は県外から移転すること。

(3) 当該土地及び建物に係る不動産取得税を納期限内に全額納付すること。

(4) 当該本社で就業することを目的として、新たに雇用された者が5人以上であること。ただし、中小企業の場合は1人以上であること。

(5) 新たに建築等した建物が建築基準法に違反していないこと。

(6) 交付申請兼実績報告書提出時まで、「埼玉県 SDGs パートナー」に登録していること。ただし、中小企業の場合は「埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォーム」への入会に代えることができる。

4 アグリテック・フードテック施設を立地する企業に対する補助は次の各号に掲げる事項を満たすことを要件とする。

(1) 県内において敷地面積1,000㎡以上の土地の取得等をし、かつ、建築面積500㎡以上のアグリテック・フードテック施設を建築等すること。ただし、県内の既存のアグリテック・フードテック施設を閉鎖し、これに代わるアグリテック・フードテック施設を県内に移転する場合は、従前のアグリテック・フードテック施設と比較し、敷地面積1,000㎡以上、かつ建築面積500㎡以上拡張すること。

(2) 新たに売買契約等を締結し、土地の取得等を行うものであること。ただし、売買契約等の締結前に予約契約等によりその土地へ立地することが明らかになっているものについては、当該立地が明らかになった日をもって売買契約等を締結したものとみなす。

(3) 売買契約等を締結した日から3年以内に操業を開始すること。

(4) 当該土地及び建物に係る不動産取得税を納期限内に全額納付すること。

(5) 当該アグリテック・フードテック施設で就業することを目的として、新たに雇用された者が5人以上であること。ただし、中小企業の場合は1人以上であること。

(6) 新たに建築等した建物が建築基準法に違反していないこと。

(7) 交付申請兼実績報告書提出時まで、「埼玉県 SDGs パートナー」に登録していること。ただし、中小企業の場合は「埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォーム」への入会に代えることができる。

(8) AI・IoT・ロボット等のデジタル技術を活用すること。

- (9) 施設内で農畜水産物の生育環境（光、温度、湿度、二酸化炭素、養分又は水分等）を制御して栽培、飼養又は養殖を行う施設のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御と生育予測を行うことにより、農畜水産物の周年・計画生産が可能な施設であること。
- (10) 外部環境の影響を制御し、生育工程を工場と解される施設内で完結すること。
- (11) 交付申請兼実績報告書提出時まで、国土交通省による「ホワイト物流」推進運動に参加していること。ただし、貨物自動車の搬出入がない場合はこの限りでない。
- 5 観光施設を立地する企業に対する補助は次の各号に掲げる事項を満たすことを要件とする。
- (1) 観光施設における面積の要件は、次のいずれかとする。
- ア 遊園地・テーマパークにおいては、県内で敷地面積3,000㎡以上の土地の取得等を行うこと。ただし、県内の既存の遊園地・テーマパークを閉鎖し、これに代わる遊園地・テーマパークを県内に移転する場合は、従前の遊園地・テーマパークと比較し、敷地面積3,000㎡以上拡張すること。
- イ 産業観光施設においては、第2条第1号から第4号に掲げる補助対象施設と併せて建築等する場合は、当該産業観光施設を除く部分が第4条第1項から第4項に掲げる面積要件を満たすこと。なお、敷地の拡張等をし、産業観光施設を単独で建築等する場合は、敷地面積1,000㎡以上の土地の取得等をし、かつ、建築面積200㎡以上の産業観光施設を建築等すること。
- ウ 宿泊施設においては、敷地面積1,000㎡以上の土地の取得等をし、宿泊施設を建築すること。
- (2) 新たに売買契約等を締結し、土地の取得等を行うものであること。ただし、売買契約等の締結前に予約契約等によりその土地へ立地することが明らかになっているものについては、当該立地が明らかになった日をもって売買契約等を締結したものとみなす。
- (3) 売買契約等を締結した日から3年以内に操業を開始すること。
- (4) 当該土地及び建物に係る不動産取得税を納期限内に全額納付すること。
- (5) 遊園地・テーマパーク、宿泊施設で就業することを目的として、新たに雇用された者が5人以上であること。ただし、中小企業の場合は1人以上であること。
- (6) 新たに建築等した建物が建築基準法に違反していないこと。
- (7) 交付申請兼実績報告書提出時まで、「埼玉県 SDGs パートナー」に登録していること。ただし、中小企業の場合は「埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォーム」への入会に代えることができる。
- (8) 非日常利用が多い（月1回以上の頻度で訪問する人数の割合が半分未満）と判断される施設であること（遊園地・テーマパークに限る。）。
- (9) 観光入込客数を適切に把握できる施設であること（遊園地・テーマパークに限る。）。

(10) 次の事項を全て満たす施設であること（宿泊施設に限る。）

ア 客室数概ね100室以上及び平均客室面積20㎡以上であること。

イ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）に規定する施設基準を満たすこと。

ウ その他要領に基づく施設要件を満たすこと。

(11) 交付申請兼実績報告書提出時まで、国土交通省による「ホワイト物流」推進運動に参加していること。ただし、貨物自動車の搬出入がない場合はこの限りでない。

(土地売買・賃貸借契約届出書)

第5条 前条第1項若しくは第2項の補助を受けようとする者、前条第3項の補助を受けようとする者のうち同項第2号に該当する者又は前条第4項若しくは第5項の補助を受けようとする者は、建物を建築するときは売買契約等を締結した日から建築に着手する日の前日まで又は売買契約等を締結した日から3月以内に、建物を取得するときは売買契約等を締結した日から3月以内に様式第1号の土地売買・賃貸借契約届出書（以下「届出書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 前条第5項の補助を受けようとする者は、前項に基づく届出書の提出と同時に、要領に基づく観光施設等立地概要書を知事に提出しなければならない。

3 前条第3項の補助を受けようとする者のうち同項第1号に該当する者は、当該建物が竣工した日（建築基準法に基づく完了検査の検査済証の交付日をいう。）又は当該建物に係る売買契約等を締結した日から3月以内に様式第1号の2の本社建物竣工（取得）届出書を知事に提出しなければならない。

4 第1項又は第3項に基づき届出書を提出した者（以下「補助対象事業者」という。）は、第10条の通知書を受領するまでの間、当該立地に係る進捗状況の報告を年1回以上行うものとする。

(届出取下書)

第6条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止したとき、又は第4条に掲げる補助の要件のいずれかを満たせないことが明らかになったときは、速やかに様式第2号の届出取下書を知事に提出しなければならない。

(申請書及び実績報告書の様式)

第7条 規則第4条第1項の申請書及び規則第13条の実績報告書の様式は、交付申請兼実績報告書のとおりとし、原則として補助の対象となる不動産に対し最も遅く課税される不動産取得税の納税日又は当該補助対象施設の操業開始の日のいずれか遅い日から1年以内に知事に提出しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第8条 補助対象事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について前条で定める交付申請兼実績報告書の提出前に確認しなければならない、交付申請兼実績報告書の提出をもってこれに同意したものとする。

(記載事項)

第9条 規則第4条第1項第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第2号から第4号に掲げる事項に関する書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める添付書類は、次のとおりとする。

(1) 補助対象施設の位置図、配置図、平面図

(2) 土地の売買契約書(写)又は賃貸借契約書(写)

(3) 土地及び建物の登記簿謄本、土地の公図(写)

(4) 不動産取得税の納税通知書(写)及び領収証書(写)

(5) 操業を開始又は本社を設置若しくは移転するに当たり新たに雇用した従業員の雇用保険被保険者証(写)又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)(写)、流通加工施設を立地する場合は、正規雇用であることが確認できる書類

(6) 建築確認申請書、確認済証、検査済証(写)

(7) 会社概要書(本社の場合、本社であることが明示されているもの)

(8) 操業を開始した日が確認できる資料

(9) 第3条第2項第2号による補助金の交付の申請をしようとする場合は、対象となる工場等又は本社での事業内容が確認できる資料

(交付決定通知兼確定通知書の様式)

第10条 規則第7条の交付決定通知書及び規則第14条の補助金等の額の確定の様式は、様式第4号の交付決定兼確定通知書(以下「通知書」という。)のとおりとする。

(補助金の交付)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の通知書を受領後、様式第5号の交付請求書を知事に提出しなければならない。

(権利の承継)

第12条 土地の取得等を行った企業が合併し、又は分割されたことにより、当該土地に建物を建築する企業にその土地に係る権利が承継された場合には、補助金の交付を申請する権利は建物を建築する企業に承継する。

2 前項の規定により権利を承継しようとする者は、第7条に定める交付申請書に権利を承継したことを証する書類を添付しなければならない。

(決定の取消し)

第13条 規則第16条第1項のほか、補助金の交付を受けた者が法令を遵守していないと認められるときは、知事は補助金交付の決定を取り消し、期限を定めて、その償還を命ずることができる。

(書類の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金交付の日に属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年5月1日より施行する。
- 2 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に売買契約等を締結した立地企業については、本則第4条第1項第4号の規定にかかわらず、経済状況の急激な悪化等立地企業の責めに帰さない事由により3年以内に操業を開始することができないときには、申出により操業開始期限を2年の範囲内で延長することができる。
- 3 平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間に売買契約等を締結した立地企業については、本則第4条第1項第4号の規定にかかわらず、経済状況の急激な悪化等立地企業の責めに帰さない事由により3年以内に操業を開始することができないときには、申出により操業開始期限を2年の範囲内で延長することができる。

附 則

この要綱は、平成12年5月29日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成16年3月31日までになされた土地の取得に係る埼玉県産業立地促進補助金の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年8月31日までになされた土地の取得に係る埼玉県産業立地促進補助金の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年2月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第1項(3)の規定は、平成20年4月1日以降の土地の取得について適用し、平成20年3月31日までになされた土地の取得については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成22年3月31日までになされた土地の取得等に係る埼玉県産業立地促進補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年3月31日までになされた土地の取得等に係る埼玉県産業立地促進補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年3月31日までになされた土地の取得等に係る埼玉県産業立地促進補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年3月31日までになされた土地の取得等に係る埼玉県産業立地促進補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項(1)、第2項(1)及び(5)の規定は、令和3年3月31日までになされた土地の取得等に係る埼玉県産業立地促進補助金については、なお従前の例による。

3 第4条第1項(7)、第2項(7)及び第3項(6)の規定は、令和4年3月31日までになされた土地の取得等に係る埼玉県産業立地促進補助金については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年3月31日までになされた土地の取得等に係る埼玉県産業立地促進補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年3月31日までになされた土地の取得等に係る埼玉県産業立地促進補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年3月31日までになされた土地の取得等に係る埼玉県産業立地促進補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条第2項関係）

モビリティ、食料品製造、医療・医薬品・化粧品、アグリテック・フードテック、ロボット・DX産業、GX産業

様式第1号（第5条第1号関係）

埼玉県産業立地促進補助金土地売買・賃貸借契約届出書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所在地

名称

代表者職・氏名

下記のとおり土地売買・賃貸借契約を締結しましたので、埼玉県産業立地促進補助金交付要綱第5条の規定により届け出ます。

記

- | | | | |
|----|---------------|---|----------------|
| 1 | 土地の所在地 | | |
| 2 | 敷地面積 | | m ² |
| 3 | 売買・賃貸借契約締結年月日 | 令和 年 月 日 | |
| 4 | 建物の建築面積 | | m ² |
| 5 | 建物の着工日 | 令和 年 月 日 | |
| 6 | 施設区分 | <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 研究所 <input type="checkbox"/> 流通加工施設
<input type="checkbox"/> 本社 <input type="checkbox"/> アグリテック・フードテック施設
<input type="checkbox"/> 観光施設 | |
| 7 | 立地区分 | <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 拡張 <input type="checkbox"/> 県内移転 | |
| 8 | (県内移転の場合) | 敷地面積 | m ² |
| | 従前の事業所規模 | 建築面積 | m ² |
| 9 | 新規立地に係る | 正規雇用 | 人 |
| | 新規雇用予定者数 | 非正規雇用 | 人 |
| 10 | 総従業員数 | | 人 |
| | (本届出書提出日現在) | | |
| 11 | 操業開始予定年月日 | 令和 年 月 日 | |
| 12 | 特例活用の有無 | | 有 無 |

1 3 立地概要等

現在の事業内容	
業種	
立地経緯	
立地先での事業内容	
建物投資額	円
設備投資額	円

1 4 所有者・操業者等

土地所有者（賃借者）	
建物所有者	
施設操業者	
所有者・操業者が異なる場合の両社の関係性	<input type="checkbox"/> グループ企業 <input type="checkbox"/> 代表取締役が同一 <input type="checkbox"/> その他 ()

* 以下の書類を添付すること

- ・ 土地売買・賃貸借契約書（写）
- ・ 取得した土地の公図（写）
（所有者・操業者が異なる場合）
- ・ 確定申告書別表 2（写）

様式第1号の2（第5条第3項関係）

埼玉県産業立地促進補助金本社建物竣工（取得）届出書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

所在地
名称
代表者職・氏名

下記のとおり本社建物を竣工（取得）しましたので、埼玉県産業立地促進補助金交付要綱第5条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 本社建物の所在地
- 2 本社建物の建築面積 m²
- 3 （新築の場合）建物の竣工年月日 令和 年 月 日
（取得の場合）建物の売買契約締結年月日 令和 年 月 日
- 4 （新築の場合）建物の投資額 円
（取得の場合）建物の固定資産評価額 円
- 5 新規立地に係る新規雇用予定者数 正規雇用 人
非正規雇用 人
- 6 総従業員数（本届出書提出日現在） 人

* 建築基準法に基づく確認申請書（写）、確認済証（写）及び検査済証（写）を添付のこと。

本社建物を取得した場合は、上記のほかに建物の売買契約書（写）を添付のこと。

様式第2号（第6条関係）

埼玉県産業立地促進補助金届出取下書

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
名称
代表者職・氏名

令和 年 月 日付けで提出した埼玉県産業立地促進補助金土地売買・賃貸借契約届出書について下記により取り下げたいので、埼玉県産業立地促進補助金交付要綱第6条の規定により届け出ます。

記

- 1 土地の所在地
- 2 敷地面積 m²
- 3 売買・賃貸借契約締結年月日 令和 年 月 日
- 4 申請を取り下げる理由

様式第3号（第7条関係）

埼玉県産業立地促進補助金交付申請兼実績報告書

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
名称
代表者職・氏名

下記により埼玉県産業立地促進補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付
付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書をもって補助企業の実績報告とします。

記

1	補助金交付申請額		円
2	土地の所在地		
	敷地面積		m ²
3	売買・賃貸借契約締結年月日	令和 年 月 日	
4	建築面積		m ²
	竣工年月日	令和 年 月 日	
5	操業開始年月日	令和 年 月 日	
6	不動産取得税額	土地	円
		建物	円
		合計	円
7	不動産取得税納付年月日	土地	円
		建物	円
8	新規雇用人員	正規雇用	人
		非正規雇用	人

* 補助対象施設の位置図・配置図・平面図、土地売買契約書（写）又は賃貸借
契約書（写）、土地及び建物の登記簿謄本・公図（写）、不動産取得税の納税通
知書（写）及び領収証書（写）、操業を開始するに当たり新たに雇用した従業者
の雇用保険被保険者証（写）、建築確認申請書・確認済証・検査済証（写）、会
社概要書、操業開始日が分かる資料を添付のこと
（流通加工施設の場合）新規雇用者が正規雇用であることが確認できる書類
（特例を活用する場合）対象となる工場等での事業内容が分かる資料

様式第4号（第10条関係）

埼玉県産業立地促進補助金交付決定兼確定通知書

令和 年 月 日
第 号

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった埼玉県産業立地促進補助金については、下記のとおり交付（確定）する。

記

- 1 交付金額
- 2 交付時期及び支払方法
- 3 交付条件
 - （1）補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助金交付の日の属する翌会計年度から5年間保管すること。
 - （2）その他

様式第5号（第11条関係）

埼玉県産業立地促進補助金交付請求書

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
名称
代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた埼玉県産業立地促進補助金を下記のとおり交付されるよう請求します。

記

- 1 補助金の交付請求額 金 円
- 2 振込先

金融機関名	預金種類	口座番号（7桁）	フリガナ
支店名			口座名義

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。